

登記申請（相続、抵当権抹消、 会社の役員変更など）や法定 相続情報証明の手続案内は 完全予約制です



- ★ まずは、ホームページの申請書等の様式及び作成方法等をご確認いただき、ご不明な点がありましたら、手続案内をご利用ください。待ち時間なくご利用いただけるよう予約制としておりますので、事前に電話で予約をお願いします。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁されるお客様への感染防止のため、電話による手続案内とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。予約いただいた日時に法務局担当者からお電話いたします。
- ★ 手続案内の取扱時間
平日 午前9時～午前11時30分
午後1時～午後4時
(各庁で若干異なりますので、詳しくはお問合せください。)

予約申込みの電話番号

青森地方法務局	017-776-9041	弘前支局	0172-26-1150
むつ支局	※青森地方法務局の 担当者が対応します。	五所川原支局	※弘前支局の担当者が 対応します。
八戸支局	0178-24-3346		
十和田支局	※八戸支局の担当者が 対応します。		

青森県内の商業・法人登記

青森地方法務局

017-776-9041

青森地方法務局

手続案内を利用されるお客様へ

1 ご利用は20分以内

- ・1回のご利用は、20分以内です。
- 次の利用者のご案内のため、20分を過ぎると、そこで終了します。
- ・予約時間から10分以上電話の応答がない場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。

3 ご自身で作成してください

- ・手続案内は、申請書の一般的な書き方等の説明を行うもので、申請前の書類の審査や具体的な事案についてのアドバイスを行うものではありません。
- ・窓口へ提出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。また、手続案内は内容の適合性や登記の完了を保証するものではありません。

2 事前に準備をお願いします

- ・法務局ホームページに掲載している情報を利用して手続案内を行いますので、事前に必要な様式や記載例の準備をお願いします。
- ・効率的にご案内を行うため、事前に質問事項を準備していただきますようお願いします。

4 申請資格のある方に限ります

- ・申請人本人（親族）のご利用に限らせていただきます。
 - ・必要に応じて本人確認を行います。
- なお、代理申請を行う資格のない方はご利用できません。

法定相続情報証明制度の手続の3ステップ！

1

必要書類
の収集

2

法定相続情報
一覧図の作成

3

申出書の記入・
登記所へ申出

法定相続情報証明
制度ホームページ



①必要書類の詳しい内容、②法定相続情報一覧図の記入様式、③申出書の様式については、[法務局ホームページ](#)に掲載しています。

ご自身での作成は難しい、時間がないという方は、司法書士、土地家屋調査士にご相談ください。

青森県司法書士会

<http://www.aomori-shihoshoshi.or.jp/>

青森県土地家屋調査士会

<http://chyousashi.com/>



★各種登記の申請手続は、司法書士や土地家屋調査士に依頼することができます。

★法定相続情報一覧図の作成や戸籍謄本等の収集手続等も、資格者代理人（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）に依頼することができます。